

平成 31 年 4 月 23 日
(2019 年)

報 道 各 社 様

西宮市総務局人事部
人事課長 久保田和樹

職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

記

(1) 事案の概要

総務局所属の当該職員は、平成 30 年の夏頃に開催された飲み会に参加した後、帰宅途中において、同会に参加していた本市女性職員を誘い、2人で別の飲食店に行き、閉店時間間際まで飲食した。その後、女性職員宅まで送ったが、そのまま帰ることなく同女性職員宅に入り、不適切な行為に及んだものである。

本事案は、平成 30 年 12 月 20 日に女性職員から市に対して、懲戒請求書が提出され、発覚したものである。

(2) 対象職員及び処分内容

所属	職種等	処分日	処分内容	処分理由
総務局	参 与 (51 歳)	H31.4.23	停職 3 月	地方公務員法 第 29 条 (懲戒) 第 33 条 (信用失墜行為の禁止)

問い合わせ先：人事課 (TEL:0798-35-3518)